

中本総合法律事務所 NAKAMOTO & PARTNERS

2020年1月 | 中本総合法律事務所

vol. 17

ご挨拶



所長 弁護士
中本 和洋

寒中お見舞い申し上げます。

皆様には、お元気で新しい年をお迎えになったことと思います。私も、毎週のように、大阪、東京間を移動して活動を続ける日が続いていますが、元気で新年を迎えることができました。

今年は、4月に京都で国連犯罪防止刑事司法会議(コンгресス)が開催されます。日弁連では、私が日弁連会長であった2016年10月に、福井の人権大会において、2020年のコンгресス開催までに死刑制度の廃止を目指すべきである、という宣言を致しました。この宣言に対して、犯罪被害者支援の立場から強い反対意見も出されました。その後、全国各地の弁護士会で、死刑制度廃止の決議がなされています。死刑制度の廃止の理由は、①死刑は、憲法36条で絶対的に禁止する、残虐な刑罰にあたる。②誤判、えん罪の可能性がある以上、死刑は取り返しのつかないことになる。③人は変わり得る。死刑は人の更生と社会復帰の可能性を奪ってしまう。等です。日弁連では、死刑に代わる終身刑を提案し、死刑の執行停止、そして死刑の廃止を目指して活動を続けています。昨年には「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」が発足し、さらに8月には、「死刑をなくそう市民会議」も設立されました。そして、11月には、フランシスコローマ教皇が来日されました。教皇は、協会のカテキズム(教理書)で、死刑を許容できない、と明確に死刑に反対されています。安倍首相とも死刑について話し合われたと報道されました。このように、昨年は死刑廃止に向けて大きな風が吹きました。皆様にも死刑制度(絞首刑)の実態や、既に140以上の国で死刑が廃止され、先進国では、アメリカの半分の州と日本のみが死刑が存置されているにすぎないという国際的な潮流や、代替刑である終身刑の設置等をご検討いただき、死刑制度の廃止について考えていただきたいと思います。年初の挨拶としてはふさわしくないテーマかもしれません、コンгресス開催年にあたり、大変重要な問題ですので、敢えて取り上げさせていただきました。皆様の本年のご健勝を心より祈念致します。

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| 1. ご挨拶 | 弁護士 中本 和洋 |
| 2. 事業承継をめぐる法律問題
(円満な世代交代のために) | 弁護士 上田 優史 |
| 3. 違法な投稿の削除および
発信者情報開示請求 | 弁護士 幸尾 菜摘子 |
| 4. 債務者財産の開示制度の強化について
(民事執行法改正) | 弁護士 大高 友一 |
| 5. 刑の一部執行猶予制度について | 弁護士 鎌田 祥平 |
| 6. 同一労働同一賃金セミナー | 弁護士 宮崎 慎吾 |
| 7. 副会長のつぶやき | 弁護士 倉橋 忍 |
| 8. 海外転居のご挨拶 | 弁護士 佐藤 碧 |
| 9. 入所のご挨拶 | 弁護士 下迫田 啓太 |

1.はじめに

事業承継の問題は、中小企業の経営者にとって避けては通れない問題ではあります。将来の事業承継に向けて、準備ができていない企業も少なくないように思います。これまでに弊事務所が取り扱った

事業承継に関する案件でも、事前に十分な対策を行っていれば、後の紛争が回避できたと思われるケースが殆どです。

以下では、事業承継をめぐる法的な問題や事前の対策などについて、モデルケースを素材に紹介させていただきます。

2.モデルケースの考察

西天満商事株式会社（以下「西天満商事」といいます）は、創業者である上田小五郎さんが社長を務める年商約5億円、従業員10人の会社で、堅調な経営を続けてきました。小五郎社長には、既に亡くなった妻歩美さんとの間に、長男の新一さん、次男の平次さん、長女の蘭さんの3人の子どもがおり、新一さんと平次さんの2人は、西天満商事で働いています。

小五郎社長は、西天満商事の後継者は長男の新一さんだと公言しており、晩年は、新一さんを副社長に就かせ、社長としての業務の多くを新一さんに任せっていました。新一さんは、明るい性格で人当たりも良く、従業員や取引先などからの評判も良好でした。他方で、次男の平次さんは、仕事には真面目なもの病気がちで、人付き合いは得意ではなく、西天満商事の経理を担当していました。また、長女の蘭さんは、結婚を機に西天満商事を退職していたのですが、小五郎社長は、蘭さん夫婦がマイホームを建てる際に、2000万円の資金援助を行っていました。

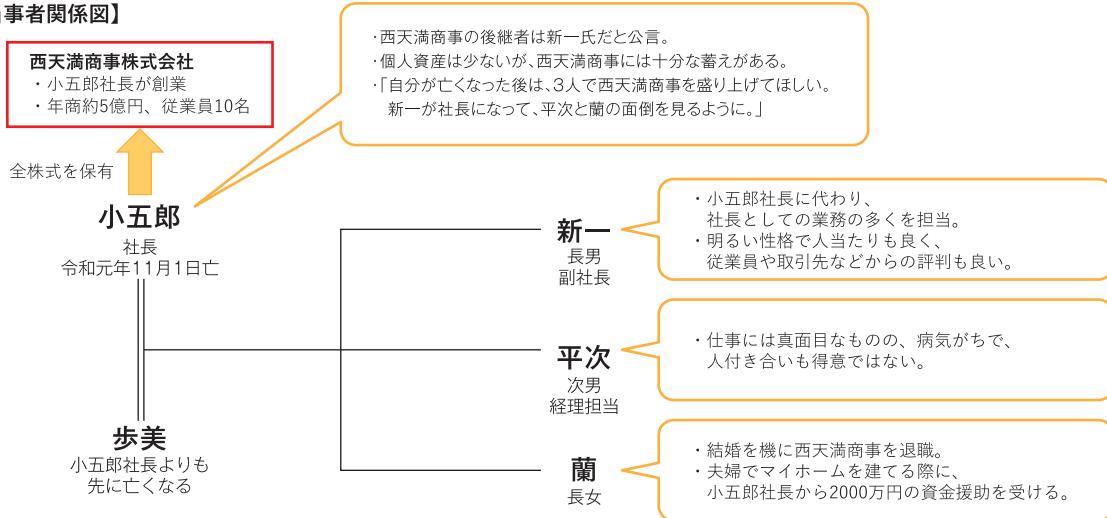
小五郎社長は、令和元年11月1日に亡くなりました。晩年、3人の子どもたちに対しては、「私が亡くなった後は、3人で協力しながら西天満商事を盛り上げてほしい。社長は新一に任

せるから、平次のことは責任をもって面倒を見るように。蘭には以前2000万円を援助したことがあるけれども、蘭が困ったときにはもちろん助けてあげなさい。私個人の資産は少ないけれども、西天満商事には十分な蓄えがあるから、そのくらいは十分できるはずだ。」といった旨を何度も話していました。ただし、小五郎社長は、遺言書を作っていました。

小五郎社長が亡くなった後は、新一さんが社長に就いて業務を始めていたのですが、仕事始めの令和2年1月6日、平次さんが蘭さんと一緒に会社に現れ、突然、「今度の西天満商事の株主総会をもって、兄さんには西天満商事を辞めてもらう。父さんが持っていた西天満商事の株式は、僕たち3人が3分の1ずつ相続で取得することになるけど、僕も蘭も、兄さんのやり方には不満だったから、2人で相談して兄さんには辞めてもらうことに決めたから」などと言われました。令和2年2月1日、西天満商事の株主総会が行われましたが、3人の子どもたちの間で話はまとまらず、結局新一さんは、株主総会で取締役を解任され、社長を退くことになりました。

（本ケースは全くの架空事例で、実在の人物・会社等とは一切関係ありません）

【当事者関係図】



会社法によると、取締役などの役員の選任・解任は、株主総会の多数決で決するものとされています。このケースでは、小五郎社長が保有していた株式が相続により3人の子どもたちの共有となるため、平次さんや蘭さんとの間で話がまとまらなければ、新一さんは西天満商事の取締役を解任され、社長を続けることができなくなります。

このケースだと、長男の新一さんが社長を継ぐことが、父親の小五郎社長の意向にも合致しますし、従業員や取引先などとの関係でも混乱なく、一見すると最善なようにも思われます。しかしながら、取締役などの役員の選任・解任が株主総会の決議事項とされている以上、株主の過半数の理解が得られない限り、長男の新一さんが社長を継ぐことはできません。

もちろん、このケースでも、平次さんや蘭さんとの間で話がまとまり、新一さんにおいて50%超の株式を取得するなどできれば、新一さんは西天満商事の社長を続けることができそうです。もっとも、平次さんや蘭さ

んは、3分の1の法定相続分を有していますので、西天満商事の株式を含めた小五郎社長の遺産の中から、3分の1ずつを相続により取得できる立場にあります（この時、生前に蘭さんが受けた2000万円の資金援助は、特別受益として考慮されることになります）。西天満商事の会社規模や経営状態からすると、同社の評価額は数億円以上に上ることが予想されますので、仮に新一さんが西天満商事の全株式を取得しようとするのであれば、平次さんや蘭さんに対し、相当額の代償金を支払う必要がありそうです。また、このような親族間の内紛がひとたび起きてしまえば、従業員や取引先といった方々との関係でも、様々な影響が生じそうです。

3. どうすれば良かったか

(事業承継に向けた準備の例)

まず、小五郎社長がきちんと遺言を残しておけば、西天満商事がここまで混亂に陥ることはませんでした。小五郎社長は、口頭では自身の意向を明確にし

ていましたが、法的に有効な遺言を残すためには、法律上要求されている形式を備えた遺言書を作成しておく必要がありました。

また、遺言書の作成にあたっては、内容面でも、3人の子どもたちの公平感を考慮する必要があります。遺言の内容自体は、特段の制約がなく、全ての財産を特定の相続人に相続させることも可能ですが、このような遺言を残すと、他の相続人の遺留分を侵害しているとして、後に争いとなりやすいものです。このケースでは、3人の子どもたちに6分の1ずつの遺留分（3分の1の法定相続分の2分の1）がありますので、少なくとも平次さんと蘭さんのそれぞれに、全体の6分の1を超える財産を相続させておくことが望ましいと言えます。

ただし、このケースでは、小五郎社長の個人資産が少ないのでに対して、西天満商事の評価額が高いため、そのままの状態で公平な相続を行おうとすれば、平次さんや蘭さんにも一定数の株式を相続させる必要がありそうです。経営の安定化という観点から言えば、株式が分散するのは好ましくなく、後継者の新一さんに集中させた方が望ましいですが、かかる要請と公平な相

続を両立させようとすれば、西天満商事の資産を整理し、小五郎社長個人に取得させておくことが考えられます。他にも、西天満商事において種類株式を発行しておき、後継者以外の相続人には、議決権のない株式や、会社による株式の買取りが可能な株式を取得させる方法も考えられます。

他にも、小五郎社長や西天満商事においては、事業承継に向けて様々な準備ができたように思われますが、そのためには、会社の経営状況、保有資産の内訳、家族関係などを踏まえながら、多角的な検討を進めていく必要があります。これらの検討にあたっては、法的な観点もさることながら、相続税をはじめとする税務面の考慮も重要です。弊事務所でも、このような案件を扱う場合には、税理士などの専門家と適宜連携させていただいている。

中小企業を取り巻く環境は、それこそ千差万別かと思いますが、跡継ぎをめぐって親族間が不和となったり、従業員や取引先といった方々にご迷惑をお掛けすることは、誰しも望んでいないことと思います。経営者の皆さんにおかれましては、ぜひ一度、ご自身や会社の置かれている状況を一考いただければと思います。

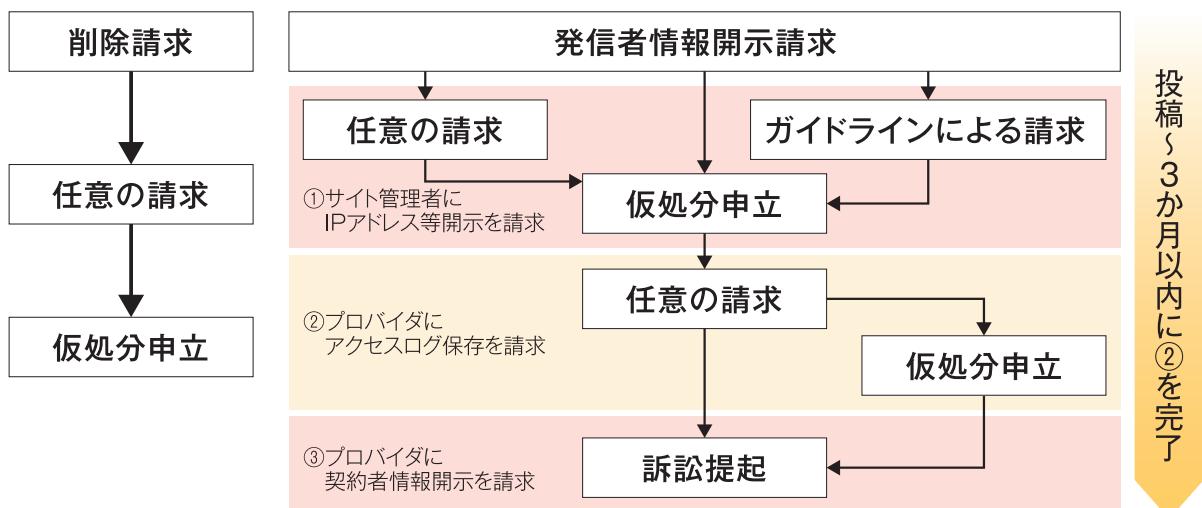


インターネット上で何者かによって会社や個人の名誉やプライバシーを侵害する投稿がなされた場合、投稿を削除させたり、投稿をした人物を特定して損害賠償請

求等をしたりするためには、どうすればよいでしょうか。本記事では、削除請求や発信者情報開示請求の法的根拠や手続、最近注目されている争点をご紹介します。

削除請求・発信者情報開示請求の流れ

(注)事案によって、他の手法の採用や順番の変更等を検討する必要があります。



1. 削除請求及び発信者情報開示請求とは

削除請求は、名誉権やプライバシー権などの人格権に基づく妨害排除請求や妨害予防請求としての差止請求等として認められています。

これに対し、発信者情報開示請求は、投稿者に対する損害賠償請求を可能にするため、プロバイダ責任法¹4条1項で特別に認められています。

2. 請求のための手続

(1) 請求前の準備

まず、対象となる投稿及びURL等を

スクリーンショットやPDF、印刷などで保存します。URLが長くて途中で切れていないか確認します。開示請求を予定している場合、投稿が削除されると請求できなくなるので早急に準備します。

(2) 任意の請求

ア サイト管理者に対する請求

任意の削除請求やIPアドレスやタイムスタンプ等の開示請求に応じる管理者も多いです。各サイトが開設するウェブフォームやメールを利用する方法や、ガイドライン²の書式を送付する方法があります。対応は管理者によっ

1 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

2 インターネットサービスプロバイダ等で構成される一般社団法人テレコムサービス協会の定めるガイドライン(<http://www.isplaw.jp/>)。

て異なり、後述する仮処分よりも早いこともあれば、1か月前後かかることがあります、最初から仮処分を選択すべきか見極めが必要です。

イ プロバイダに対する請求

サイト管理者からIPアドレス等が開示されれば、それをもとにWHOIS検索でプロバイダを特定し、契約者情報の開示請求をしますが、プロバイダは任意の開示請求に応じないことが多いです。

なお、IPアドレス等のアクセスログが3～6か月しか保存されないこともありますため、アクセスログの保存を任意で請求します。任意に応じてもらえない場合、発信者情報消去禁止仮処分の申立てを行います。

(3) 仮処分の申立て

任意に応じてもらえない場合、仮処分を申し立てます。サイト管理者に対する開示請求の場合、プロバイダによるアクセスログの保存期間を過ぎる前にIPアドレス等の開示を受ける必要があるため、訴訟提起でなく仮処分申立てが一般的です。また、削除請求の場合も、仮処分決定を得られれば強制執行しなくても任意に削除がなされ、削除後に担保取消・仮処分申立ての取り下げを行っても投稿が再び表示されることが多いため、訴訟提起でなく、簡易・迅速な仮処分を利用した方がよいと言われています。

ア 手続の概要

まず、管轄裁判所に申立書等を提

出します。管轄ですが、開示請求は相手方の普通裁判籍に限られますが（民事保全法12条、民事訴訟法4条）、削除請求は人格権侵害を根拠にするため、普通裁判籍に加え、不法行為地(問題の投稿を見られる場所)にも広く認められます（民事訴訟法5条9号）。

続いて、裁判所にもよりますが、東京地裁と大阪地裁では原則として全件、債権者面接が実施されます（例えば、東京地裁では3日以内）。

その後、審尋が行われ（必要的審尋（民事保全法23条4項本文））、裁判所が仮処分を認める場合、担保決定がなされます（民事保全法14条1項）。削除請求は30万円、開示請求は10万円が一般的です。

担保を供託し、供託書を裁判所に提出すると、裁判所が仮処分を発令し、相手方に決定正本を送達します（民事保全法17条）。なお、東京地裁の場合、供託書の提出は写しで足ります。

イ 相手方が外国法人の場合

Facebook、Twitter、Instagram等のサイトは、外国法人がサイト管理者となっており、次のような注意点があります。

まず、管轄ですが、日本国内を管轄とする上申書（民事訴訟法10条の2、民事訴訟規則6条の2等）を提出します。また、法人によっては、裁判所が無

審尋上申(審尋を経ない発令)を認めることがあります。原則どおり双方審尋を行う場合、申立書送達時に訳文が必要となるため、迅速に発送してもらえるよう、事前に準備します。さらに、発令された決定正本写しをメールすれば送達がなくても任意に応じる法人等もあり、遅らせ上申(送達を遅らせる上申)をして、決定正本の海外送達に要する時間・費用を削減することも可能です。

(4) 訴訟提起

プロバイダに対する契約者情報の開示請求は訴訟提起によるのが一般的です。なぜなら、仮処分を申し立てても、保全の必要性等が厳格に判断され、アクセスログの保存で足りるためです。³

訴訟提起がなされると、プロバイダは契約者に対し発信者情報開示に同意するか否か意見照会がなされ、同意が得られれば判決を待たずに任意開示がなされます。同意が得られない場合、2～3回の期日で終了するのが一般的です。勝訴判決が得られれば、プロバイダから控訴されることは少なく、強制執行をしなくとも任意に開示されることが多いです。

3.最近注目されている争点

～ログイン型投稿に関する開示請求～

ログイン型投稿とは、登録したアカウントにログインして投稿するもので、ログイン時のIPアドレス等しか保存されていないものをいいます。Twitter、Facebook、InstagramなどのSNSでの投稿や、Googleマップでの口コミ評価などが該当します。

サイト管理者に対するログイン時のIPアドレス等の開示請求について、東京地裁保全部では開示を命ずる運用がなされています。しかしながら、プロバイダに対する契約者情報の開示請求訴訟は最高裁判例がなく、下級審裁判例で判断が分かれています。例えば、ログイン時に発信する情報はID・パスワードであり、これによる「権利侵害」(プロバイダ責任法4条1項)がないとして棄却する裁判例がある一方で、条文上は広く「権利の侵害に係る発信者情報」と規定されており、ログイン時の情報発信は問題の投稿発信に不可欠として認容した裁判例もあります。⁴法改正も含め、今後の動向が注目されています。⁵

3 東京地方裁判所民事第9部・判事鬼澤友直／判事補目黒大輔「発信者情報の開示を命じる仮処分の可否」判例タイムズ1164号4頁以下

4 本文で紹介した以外にも、同条項の「特定電気通信」「特定電気通信役務提供者」「発信者情報」などの要件が争点になります。肯定例としては、東京高判平成26年9月9日(判タ1411号170頁)・知財高判平成30年4月25日など、否定例としては、東京高判平成26年5月28日(判時2233号113頁)・東京高判平成30年6月13日(判時2418号3頁)などがあります。

5 本記事は当事務所にて取り扱った事例や脚注引用元のほか、下記文献等(※順不同)を参照しております。

中澤佑一「インターネットにおける誹謗中傷法的対策マニュアル(第2版)」

清水陽平「サイト別ネット中傷・炎上 対応マニュアル(第2版)」

神田知宏「講演録・インターネット社会における弁護士業務妨害と対処法」NIBEN Frontier(2016年10月号・11月号)

個人的な貸金や取引上の債権を任意に支払ってもらえない場合、債権者は、債務者に対して民事訴訟を提起して判決を取得し、その上で債務者の財産を差し押さえて競売するなどして強制的にその満足を得ることができます。このように法律上の債権は、原則として、最終的には国家権力の助力を得てこれを強制的に履行させることができることになっており、この強制的な履行を図る手続のことを強制執行手続といいます。

この強制執行手続がなければ、任意に履行しようとしている債務者がいても、債権者は指をくわえて見ているか暴力的な手段で自ら取り立てるしかないということになりますし、結果として、だれもお金を貸さないようになりますし、また取引も安心してできないことになります。この意味で、きちんとした強制執行手続があるということは社会の基盤の一つとさえいえます。

しかしながら、現行の強制執行手続には、とりわけ個人的な貸金や取引上の債権といった金銭債権を強制執行手続によって満足を得るために、一つ大きな障害があるとかねてから指摘をされていました。具体的にいうと、現在の強制執行手続において債務者の財産の差押さえや競売を求めるためには、債権者において差押さえ等を求める財産を具体的に特定する必要があるという点です。つまり、債権者が債務者の財産の在りかを具体的に知らなければ、強制執行を求めようにも求めようがないという大きな問題があるのです。

もちろん、債務者が本当に無一文なのであればそれは致し方ありませんが、実際は債務者は十分な資産を有しているにもかかわらず、債

権者がその情報を把握できないとの事をもって強制執行をすることが事実上できないものとすれば、折角の強制執行手続も絵に描いた餅となりかねません。

このようなことから、2003年の民事執行法改正により債務者の財産に関する情報を債務者自身に陳述させる「財産開示手続」が導入されました。しかし、債務者が財産開示手続に応じなかった場合や虚偽の陳述をした場合の制裁が不十分なため、実効性に欠けるとしてあまり利用されていないのが現状です。そこで、2019年の通常国会にて、債務者財産の開示制度の実効性を高めるための民事執行法改正がなされました。以下、その概要をご紹介します。

1.財産開示手続の強化

現行法では財産開示手続の申立ができるのは確定判決等を有する債権者に限られていますが、改正法では、仮執行宣言付判決を得た者や公正証書により金銭の支払いを取り決めた者等についても申立が可能となります。つまり、1審勝訴判決を得たもののまだ判決自体は確定していない段階や養育費などの支払いを公正証書で取り決めた場合においても、財産開示手続が利用できることになりました。

また、現行法では債務者が財産開示手続に応じなかった場合や虚偽の陳述をした場合の制裁は30万円以下の過料しかありませんが、改正法では6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑事罰が科せられることになりました。

2.債務者以外の第三者からの情報取得手続の新設

(1) 改正内容の概要

2003年の民事執行法改正でも公的機関や金融機関等からの情報取得手続の新設が検討されましたが、個人情報保護の観点から見送りされていました。しかし、債務者自身に自主的な財産開示を期待することには限界があることから、改正法では、債権者による情報取得の必要性、個人情報保護の必要性、第三者の実務上の対応能力などを考慮しつつ、以下の三つの情報取得手続を導入することとしています。

① 債務者の不動産にかかる情報を取得する手続

不動産登記を扱う登記所（法務局等）に対して、債務者が所有権の登記名義人である土地や建物の情報の提供を求める手続です。不動産登記情報は誰でも閲覧が可能ですが、権利者毎に記録されているわけではないので、財産調査に効果的な手續となります。

② 債務者の給与債権にかかる情報を取得する手続

市町村や日本年金機構等に対して、債務者が給付を受ける給与等にかかる情報の提供を求める手続です。この給与債権に関する情報は債務者の私生活上の利益に関わる面があることから、特に履行確保の必要性の高い扶養義務等にかかる請求権又は生命・身体侵害による損害賠償請求権を有する場合に限り認められることになっています。

③ 債務者の預貯金債権及び振替社債等にかかる情報を取得する手続

銀行等に対して債務者が当該銀行等に保

有する預貯金に関する情報の提供を、証券会社等に対して当該証券会社等で記録されている振替社債等の情報の提供を求める手続です。最高裁判例により銀行口座等の差押にあたっては金融機関名だけでなく支店名まで特定する必要があるとされていることから、その特定をするにあたって効果的な手続となります。

(2) 要件及び手続

第三者への情報取得手続は、債権者より裁判所に対して申立を行い、裁判所が第三者に対して情報提供を命ずる決定を出すことによって行われます。この第三者への情報取得手続を利用できるのは、改正後の財産開示手続を利用できる債権者と基本的に同一です（②の債務者の給与債権にかかる情報を取得する手続を除く）。ただし、③の債務者の預貯金債権及び振替社債等にかかる情報を取得する手続を除き、まずは財産開示手続を行って、債務者自身による開示をする機会を先行して与えることが必要とされています。もっとも、裁判の決定による強制的な開示が控えていることから、現行法よりも債務者による自主的な開示がなされることがより期待できるものと考えられるところです。

3.施行期日

この民事執行法改正は2020年5月17日までの施行が予定されています。なお、債務者の不動産にかかる情報を取得する手続についてのみ、2021年5月17日までの施行とされています。

1.はじめに

平成28年6月1日に刑の一部執行猶予制度（以下、単に「一部執行猶予」といいます。）を導入する改正刑法及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（以下「薬物法」といいます。）が施行されてから約2年半が経ちました。施行からの運用実績もある程度積み重なってきたところ、最近、一部執行猶予についての質問を受けることがあったので、この機会に刑の一部執行猶予制度について、この場をお借りして簡単に整理してみたいと思います。

なお、本稿中意見にわたる部分は小職の私見であることを念のため申し添えます。

2.制度の概要

一部執行猶予には、刑法上のものと薬物法上のものがあり、それぞれの概要は次のとおりです。

(1) 刑法上的一部執行猶予

ア 対象者

刑法上的一部執行猶予の対象となるのは、①前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者（刑法27条の2第1項1号）、②前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その刑の全部の執行を猶予された者（同2号）、③前に禁錮以上の刑に処せられたこ

とがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者（同3号）です。①及び②は初入者、③は準初入者といわれることがあります。なお、「初入者」とは、初めて刑事施設（刑務所）に入る者という意味です。

注意が必要なのは、後記の薬物法上の「薬物使用等の罪を犯した者」であっても、刑法上的一部執行猶予の対象者であれば、薬物法ではなく刑法の適用を受けることになるという点です。詳細は後述しますが、薬物法の適用を受けるのは、ほぼいわゆる累犯者（主に、懲役の執行を終わった日から5年以内に更に罪を犯した者のこと。）に限られます。

イ 刑期

対象者が、3年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、1年以上5年以下の期間、その刑の一部の執行を猶予することができるとされています（刑法27条の2第1項柱書）。一部の執行を猶予された刑については、そのうち執行が猶予されなかつた部分（実刑部分）の期間をまず執行し、実刑部分の期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から、その猶予（一部猶

予)の期間が起算されます(同2項)。

ウ 要件

刑の一部の執行を猶予することができるのは、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときです(刑法27条の2第1項柱書)。具体的には、犯情として犯行動機(計画性の有無等)や犯行態様、犯行の結果が、犯人の境遇その他の情状として、犯人の反省の程度や監督者の有無、被害感情等が考慮されることになります。

エ 保護観察(刑法27条の3)

刑法上の一一部執行猶予については、その猶予の期間中保護観察に付することができるとされており、保護観察を付するかどうかは任意的とされています。

(2) 薬物法上の一一部執行猶予

ア 対象者

薬物法上の一一部執行猶予の対象となるのは、大麻、覚せい剤、麻薬等の規制薬物等(同法2条1項)の使用や単純所持等の罪(同2項の「薬物使用等の罪」)を犯した者であって、刑法上の一一部執行猶予の対象者(初入者及び準初入者)以外の者です。すなわち、薬物使用等の罪を犯した者については、初入者及び準初入者に当たらない累犯者であっても、一部執行

猶予の対象者となります(薬物使用等の罪とその他の罪が併合罪となる場合を含む。)。

薬物使用等の罪を犯した者の中規制薬物に対する依存のある者については、刑事施設内における処遇(断薬を含む。)に引き続いて、社会内で継続的な治療やリハビリを行うことが再犯防止の上で効果的であることから、一部執行猶予の対象者にふさわしいものの、この種の犯罪者には前科を有する者が多く、刑法上の一一部執行猶予の対象者に該当しないことが多い(累犯者が多い)ため、刑法の特則を定める例外法として薬物法が制定されました。

イ 刑期

刑期や刑の執行方法については薬物使用等の罪を犯した者に対しても刑法が適用されるため、刑法と同様です。

ウ 要件

薬物使用等の罪を犯した者について刑の一一部の執行を猶予することができるには、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、刑事施設における処遇に引き続き社会内において規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが、再び犯罪をすることを防ぐために必要であり、かつ、相当であると認められるときです(薬物法3条)。刑法上の要件

に、社会内処遇の必要性及び相当性が認められることという要件が加えられています。

エ 保護観察(薬物法4条)

薬物法上の一一部執行猶予については、その猶予の期間中保護観察に付するとされており、保護観察を付することが必要的とされています。

3.運用状況

平成30年版犯罪白書によれば、平成29年の通常第一審における有期刑(懲役・禁錮)の科刑状況として、3年以下の実刑を言い渡された者の総数が4万4566人、そのうち一部執行猶予が付されたものは1503人であり、前記総数の約3%であったことが読み取れます。

一方で、同年における覚せい剤取締法違反及び大麻取締法違反の第一審において、3年以下の実刑(懲役に限る。)を言い渡された者のうち、一部執行猶予が付いたものの割合は、それぞれ29.6%(覚せい剤取締法違反)、16.3%(大麻取締法違反)であり、薬物犯罪については、相当数一部執行猶予が付されていることが見て取れます。

薬物使用等の罪を犯した者について

は、否認していて更生の意欲が全く見られないなどの特段の事情がない限り、犯罪の性質からして、薬物法上の一一部執行猶予の要件を満たすことが多く、一部執行猶予は、薬物犯罪についてはほぼその運用が定着したといってよいのではないかと思われます。

4.おわりに

以上のとおり、いまだ薬物犯罪以外の犯罪については、一部執行猶予の適用例は少ない状況です。

また、一部執行猶予については、数か月(おおむね2~6か月)の猶予を得るために数年間(おおむね2~3年)の保護観察を受けることに対して、全部実刑よりかえって重いのではないかとの意見も散見されるよう思います。

いずれにせよ、個別の事件について一部執行猶予を求めるか否かについては、被告人と十分に意思疎通を図った上で(あらかじめ被告人に一部執行猶予の概要を理解させておくことを含む。)、これを求める場合には、一部執行猶予の要件充足のために適切な情状立証に努めることが肝要です。

令和元年9月30日には東京で、10月9日には大阪で、「同一労働同一賃金」をテーマとしたセミナーを開催しました。

これまでも、同一の労働に対しては同一の賃金を支払うというルールはもちろんあつたわけですが、今般、同ルールに違反した企業に対して行政指導が可能となるなど、いくつか重要な改正がなされました。今回のセミナーでは、どのような法改正がなされたのかを説明するとともに、そもそも「同一労働同一賃金」とは一体どういうルールなのかを改めて整理し、今後、企業がどのような対応を求められるのかについても解説しました。

「同一労働同一賃金」、言葉だけだと簡単に思えるのですが、考えてみると結構難しい話です。例えば企業に100人の社員がいたとして、厳密に見ればまったく同じ業務をしている人などおらず、1人1人みんな微妙に仕事の内容や勤務の仕方が異なっているのではないかと思うと、などと考えだすと混乱してしまいます。

そして、「同一労働同一賃金」のもう一つ重要な点は、異なる労働条件であっても不合理な待遇の差異は許さない、ということです。「この人とこの人は仕事の内容が違う、だから待遇を変えてもいい」、それはその通りですが、「仕事の内容の差に応じた合理的な区別しかしてはいけません

よ」というルールがあります。さきほどの、「誰と誰の仕事内容を同じとみるべきか」という点は、ある程度形式的に判断できることも多いですが、「この人とこの人の仕事の内容は違う。では、どこまで待遇に差をつけたら不合理と言われるの?」という問題は、千差万別、非常に難しい問題です。

セミナーでは、過去の判例や事例を見ながら、どのような差がある場合にどこまで待遇の差異が許容されるか、という点を検討しました。明確な基準が立てられるところもあれば、そうでないところもあり、なかなか興味深い話になったのではないかと思います。この点については、セミナー後も、参加者から多くの質問をいただきました。

同一労働同一賃金をはじめ、近時多くの労働関係法が改正されており、改正内容には十分にご留意ください。また、ご心配な点がありましたら遠慮なく弁護士にご相談ください。



セミナー後の質疑応答の様子



副会長のつぶやき

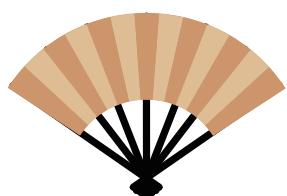
弁護士 倉橋 忍

大阪弁護士会の副会長になり8ヶ月以上経ちました。少しは慣れてきたかなと思います。

どうすれば議案を副会長会で通すことができ、さらに正副会長会を通るのか、どうすれば大阪弁護士会の意見になるのか。いろいろと考えてきました。私の結論は、それぞれの項目において、必要性、相当性が十分に検討されているのか、加えて、関係者への配慮ができているかです。これらのことは、会社においても同じではないかと思います。また、弁護士として、トラブル解決にあたって考慮すべきことと同じだと思いました。

副会長の任期は2020年3月末までですが、それまでの目標は、やり残したことを見きっちりすることと、4月以後、事務所ですぐに復帰できるようにすること、この両方です。やり残しの大きなところは、人事労務の部分です。労働法の改正に合わせて、残業の問題や有給休暇取得等の問題への対応が必要です。働き方改革に合わせて、就業規則の整備をせねばなりません。残りの4ヶ月でできるのやらと不安になってしまします。しかし、だからといってこのまま置いて

おくわけにはいきません。とにかく実現したいと思います。4月以後の復帰に向けて、仕事への配慮も必要です。現在、事務所にいる時間は平日の朝7時40分～8時30分までくらいで、あとはかなり弁護士会にいます。土曜日もかなり弁護士会にいます。日曜日もそれなりに弁護士会の仕事をしています(月曜日にある正副会長会の準備です)。そのため、依頼者の方々、顧問先の方々にはご迷惑をおかけしています。当事務所の他の弁護士にもかなり負担をかけています。1月以降はもう少しバランスを考え、両方の目標を達成したいと思います。頑張るしかないですね。



海外転居のご挨拶

弁護士 佐藤 碧

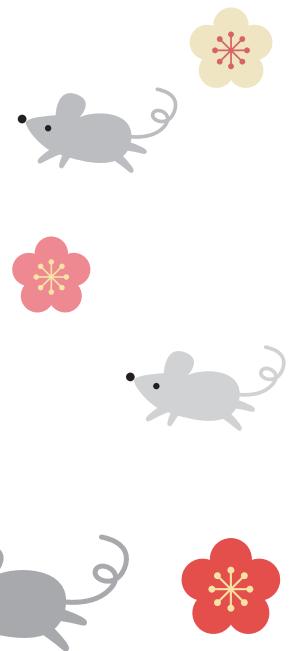
平素より大変お世話になっております。

この度、令和2年2月より、配偶者の海外駐在に同行し、しばらくの間事務所を離れ、北京に滞在することとなりました。

リモートでの職務は可能ですので、調査・書面作成を中心に対応させていただきます。

滞在期間は2~3年となります、現地での経験を踏まえ、いつも成長して事務所に復帰できればと思います。

家庭の事情にてご迷惑をおかけし恐縮ですが、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。



入所のご挨拶

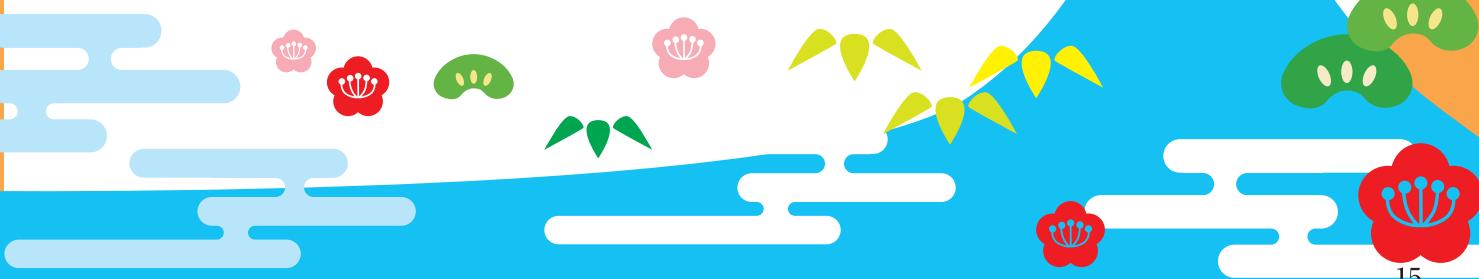
弁護士 下迫田 啓太

明けましておめでとうございます。

司法修習を終え、本年より中本総合法律事務所で働くことになりました、下迫田啓太(しもざこだ けいた)と申します。

学生時代は駅伝に打ち込み、日々練習に励んできました。これからは、皆様に信頼していただける弁護士になれるよう、一つ一つの仕事に真剣に向き合い、日々努力を重ねていく所存です。

至らない点も多々あるかと存じますが、一所懸命に頑張つてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。



中本総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号 アールビル本館5階

TEL:06-6364-6241 FAX:06-6364-6243 E-mail:info@nk-law.gr.jp

中本和洋・倉橋 忍・鷹野俊司・豊島ひろ江・宮崎慎吾・黒柳武史・鍵谷文子・上田倫史
朝倉 舞・幸尾菜摘子・鎌田祥平・堂山 健・皆川征輝・中本隆久・下迫田啓太

中本総合法律事務所 東京事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号 K-Frontビル4階

TEL:03-5771-6248 FAX:03-5771-6249 E-mail:mail@nk-law.gr.jp

三木 剛・大高友一・太田健二・佐藤 碧